

兵庫県立日高高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立日高高等学校

1 本校の方針

本校は、校訓「自主創造 清純明朗 敬愛奉仕」を、看護の心、福祉の心として具現化させ、わが国の社会および国際社会に貢献するところ豊かな人間を育成することを目指している。

そのため、すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な教育活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な考え

本校は、昭和 25 年の創立以来、68 年の流れを経て、現在福祉科・看護科・看護専攻科を設置している。福祉科の生徒は介護福祉士国家試験合格、看護科の生徒は 5 年一貫教育で看護師国家試験合格に向け、地域の関係機関と連携して授業や実習に取り組んでいる。また、インスパイア・ハイスクール事業、特色ある教育課程推進事業等を活用し、福祉・看護の専門家を学校に招き、将来のスペシャリストを養成する取り組みとともに、ふるさと貢献活動事業、高校生就業体験事業を通して地域社会に貢献する取組も実践している。また、全県学区であるため通学困難な生徒に対し寄宿舎を併置している。

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめについては、平素より教師集団が、個々の生徒たちの学校生活や家庭生活、及び寄宿舎生活の状況を敏感にキャッチし、生徒の微妙な変化に対応している。「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にするのではなく、いじめられた生徒の立場に立ってみるという認識をすべての教職員がもつこと、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の関係機関と連携をとりながら、指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止指導体制・組織対応

(1) 日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他の関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙 1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙 2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、精神的に非常に不安定な状況に追い込まれた場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他の事項

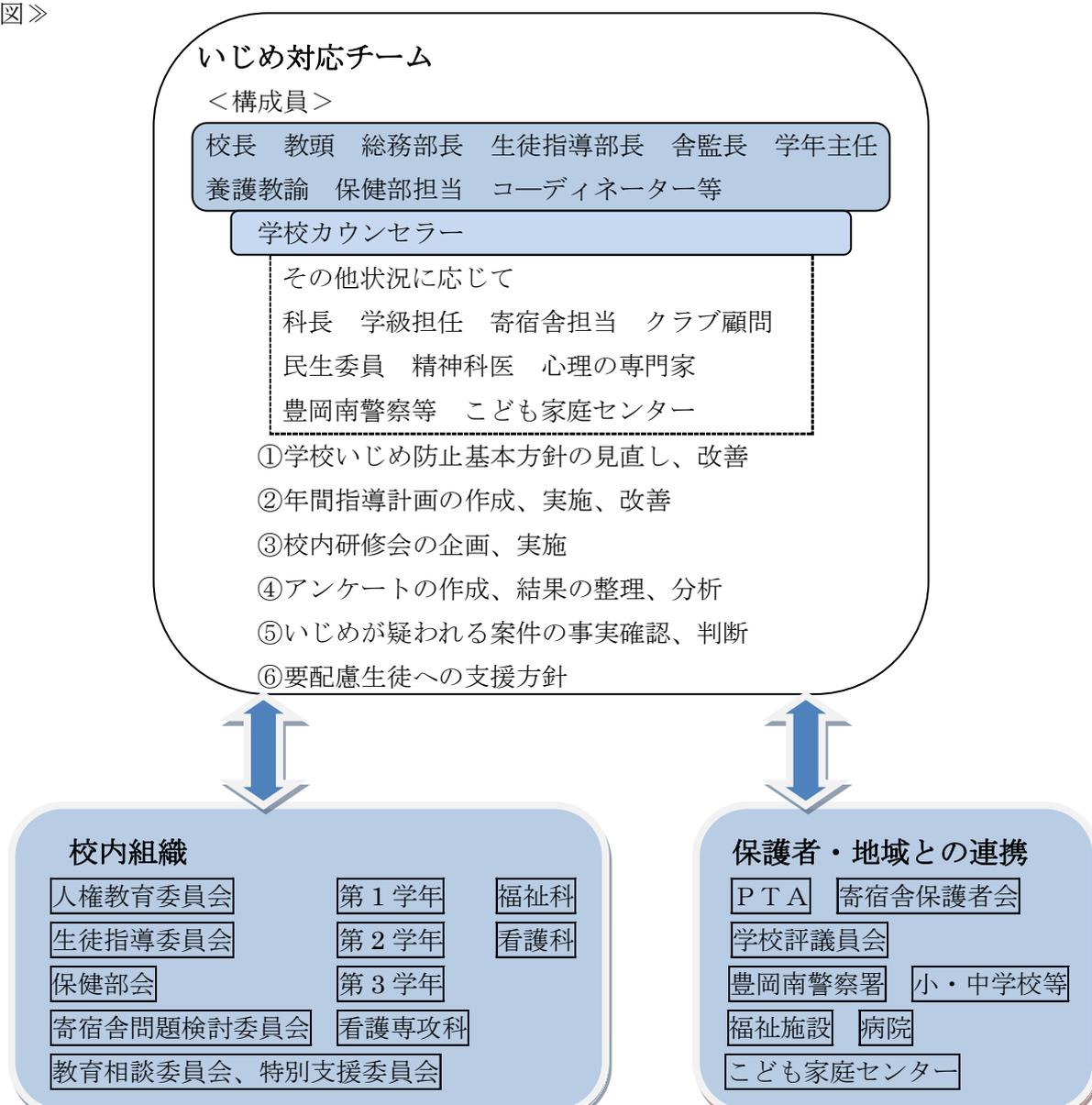
誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域や関係機関とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談、実習施設との協議会などあらゆる機会を利用して情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取り組みを実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係機関

- いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行うために、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取り組みを、あらゆる教育活動（人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動等）において展開する。
- いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。そのチームを中心として、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にを行い、いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修などの場で取り上げ、全教職員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、面談やアンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

《組織図》



いじめ早期発見のためのチェックリスト

教室

- 昇降口の靴箱の靴が乱雑に入れてある。または、靴箱に入れていない状態である
- 朝いつも誰かの机が曲がっている。または、特定の生徒だけの机の間隔が他の生徒と開いている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 教室のごみ箱があふれている

集団

- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる
- 授業中、教職員に見えないように携帯電話を使用している

いじめられている生徒

- いつもみんなの行動を気にし、下を向いて視線を合わせず、目立たないようにしている
- 遅刻・欠席・早退が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- いじめアンケートを提出しない
- 教職員の近くにいたがったり、話しかけたまま離れようとしない
- 発言すると友達から冷やかされたり、からかわれたりする
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる
- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている
- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言いだす
- 毎日、必要以上のお金を持ってきている
- 服に靴の跡がついていたり、ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない

いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとることが多く、教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう
- グループで行動し、他の生徒を威嚇したり、指示を出したりする

寄宿舎生活

- 朝食も食べずに登校する、昼食を食べに戻らない、夕食を食べないことが多い
- 食事を一人で食べている
- 毎週帰省する
- 舎監室に頻繁に来る
- 舎室から出てこない
- 舎室に物が散乱し、散らかっている
- 共用の冷蔵庫から物が盗まれる
- 舎室の配置がおかしく、共用物品が独占されていたり、またはカーテン等で仕切られている
- 舎室にある自分のものが壊されたり、隠されたりしている
- 挨拶をしても無視されている
- 寄宿舎行事など、一人でいることが多い
- 寄宿舎行事に参加せず、理由をつけて帰省したがる

年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議・研修等	いじめ対応チーム会議 ・指導方針 ・年間指導計画立案等 職員会議※2	いじめ対応チーム会議 ・アンケート内容の決定 情報教育講演会(保護者) 保護者向け啓発※3 教育相談委員会	いじめ対応チーム会議 ・アンケート結果報告 職員会議※2	いじめ対応チーム会議 ・情報交換 カウンセリングマインド研修会 寄宿舎保護者向け啓発※3	人権研修会 生徒指導研修会	いじめ対応チーム会議 ・情報交換 教育相談委員会
未然防止に向けた取り組み	いじめ未然防止研修会 情報教育講演会 人権 HR 1年生オリエンテーション 校長講話・生徒指導部長講話 寄宿舎寮会	施設実習連絡協議会 交通安全講話 公開授業	クラスレク HR (2年生) 情報モラル授業 寄宿舎親子ふれあい行事	学校評議委員会 夏季校外指導 災害看護講演会(看護) 日夏祭りボランティア 校長講話・生徒指導部長講話 寄宿舎寮会	いきいきサロン地域貢献 実習施設ボランティア	通学マナー指導 心の教育 HR 音楽・演劇・お茶で作る地域交流 校長講話・生徒指導部長講話 寄宿舎寮会
早期発見に向けた取り組み	教育相談① 個別面談	教育相談②	教育相談③ 生活アンケート①※4	教育相談④ 個別面談 保護者懇談	教育相談⑤	教育相談⑥

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議・研修等	いじめ対応チーム会議 ・情報交換	いじめ対応チーム会議 ・アンケート内容の決定 心の教育研修会	いじめ対応チーム会議 ・アンケート結果報告 職員会議※2	いじめ対応チーム会議 ・アンケート内容の決定	いじめ対応チーム会議 ・アンケート結果報告 職員会議※2	いじめ対応チーム会議 ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討 教育相談委員会
未然防止に向けた取り組み	介護技術講演会(福祉) 人権 HR	薬物乱用防止講演会 保育園児との交流会 音楽発表会	健康教育映画会 マナーHR (3年生) 生徒間交流(龍野北高校) 校長講話・生徒指導部長講話 寄宿舎寮会	福祉事例発表会 消費生活講座 We プラザ学校紹介展 校長講話・生徒指導部長講話 寄宿舎寮会	学校評議委員会 施設実習連絡協議会 看護科実践発表会	人権 HR (1年生) 音楽・演劇・お茶で作る地域交流 校長講話・生徒指導部長講話 寄宿舎寮会
早期発見に向けた取り組み	教育相談⑦	教育相談⑧ 生活アンケート②※4	教育相談⑨ 保護者用アンケート 個別面談	教育相談⑩	教育相談⑪ 生活アンケート③※4 個別面談	教育相談⑫

※1 緊急対応会議：事案発生時には、いじめ対応チームによる緊急対応会議の開催で対応する。

※2 職員会議：いじめ対応マニュアルを確認するとともに、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。

※3 保護者向け啓発：学校の指導方針を保護者へ周知する。

※4 生活アンケート：いじめの実態を把握するためのもので、原則として学期に1回実施する。

組織的対応

いじめ情報のキャッチ

日常の観察・いじめアンケート・教育相談・個人面談・
生徒からの訴え・保護者からの訴え・情報提供等の情報

正確な実態把握

- ①報告の流れ
情報を得た教職員
→当該生徒の担任・学年主任等
→生徒指導部長・教頭
→校長
→県教育委員会
- ②保護者へは、事実確認後に連絡
(以後は、適宜連絡)

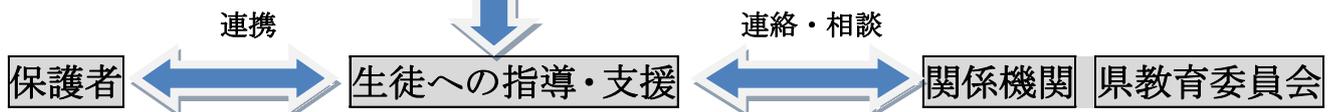


指導体制、方針決定

いじめ対応チームの召集・指揮（校長）

<いじめ対応チーム（緊急対策会議）>

- ①情報を得た教職員から報告を受け、チーム内で共通理解
②調査方針及び分担を決定
③事案の状況から、事情を調査するメンバーを決定
④事実関係の把握、報告
⑤いじめ対応チームで指導方針の決定・指導体制の編成
⑥事案の状況により、メンバーの決定
⑦職員会議で報告・全教職員で共通理解



- ①いじめ解消に向けた指導をする
(ア) いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除き、
どんなことがあろうと守り抜くことを約束する。
(イ) いじめた生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる
指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない
行為である」という人権意識をもたせる。
- ②暴力・恐喝等の犯罪行為があった場合や学校だけでは指導
が困難な場合、また、生命又は身体の安全が脅かされるよ
うな重大事案が発生した場合は関係機関に連絡・相談し支
援を求める。

学校支援チーム
問題解決サポートチーム
教育相談窓口
豊岡南警察署
こども家庭センター

支援を依頼

今後の対応

- ①いじめ事案が解消されても、継続指導・経過観察を行う。
②スクールカウンセラー等の活用を含め、心のケアをする。
③再発防止・未然防止活動は継続していく。

*生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに県教育委員会や警察等の関係機関に報告する。
②県教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
④マスコミ対応は県教育委員会と連携し、情報の窓口を一本化する。

*ネット上でのいじめが発生した時の対応

- ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちがわかりにくく、いじめがエスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる危険性がある。
- ①生徒にネットに関する正しい知識を提供するとともに、個別面談等では情報を積極的に収集する。
②誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を生徒に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。